

所管部課	子育て支援部 保育課		部長	吉沢 寿子		
件名	令和3年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱 外3件について			区分	1 審議事項 ○ 2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市補助金等交付規則				
	部課機関	東大和市予算事務規則				
<p>1. 要旨</p> <p>国及び都が定める実施要綱に基づき、保育士等の令和4年2月からの収入を3%程度引き上げるための措置を行う施設に対して、実施に必要な経費の一部を補助することにより、保育士等の処遇を改善するため、当該要綱を制定又は改正するものである。</p> <p>子育て支援部所管の単年度要綱について、以下のとおり報告する。</p> <p>令和3年度新規に制定した要綱3件（①から③まで）、令和3年度既に制定している要綱の一部改正1件（④）</p> <p>(1) 制定又は改正する要綱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和3年度東大和市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（保育課）</li> <li>② 令和3年度東大和市放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱（青少年課）</li> <li>③ 令和3年度東大和市保育従事職員等処遇改善事業補助金交付要綱（保育課）</li> <li>④ 令和3年度東大和市民間学童保育所運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（青少年課）</li> </ul> <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② 決裁日（令和4年2月24日）から施行し、令和4年2月1日から適用する。</li> <li>③ 決裁日（令和4年3月15日）から施行し、令和4年2月1日から適用する。</li> <li>④ 決裁日から施行し、令和4年2月1日から適用する。</li> </ul> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>保育士等の処遇改善により、職員の離職防止を図り安定的な施設の運営を維持する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①・② 令和4年1月14日付けで国関連補助要綱の発出、10号（3月）補正により予算計上し、令和4年2月24日付けで市長決裁により補助要綱を施行。</li> <li>③ 令和4年3月3日付けで都関連補助要綱の発出、令和4年3月15日付けで、流用により予算の対応を行い、同日付で、市長決裁により補助要綱を施行。</li> <li>④ 令和4年1月14日付けで国関連補助要綱の発出。</li> </ul>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>各種補助金事務について、適切に事務を進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。